

1 活動の方針

- (1) 柳沢中学校の方針は、市教育委員会の方針に則り、本校の実情を踏まえて策定するものとする。
- (2) スポーツクラブ等により行われる活動について、生徒の生活リズムや健康面配慮から、市教育委員会の方針を踏まえた活動になるよう、主催者と連携を図る。

2 休養日・活動時間について

柳沢中学校の部活動休業日及び活動時間の基準

- 1 休養日について
週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休業日を設ける。
- 2 活動時間について
1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。

- ・ 週末に大会参加や大会のための活動等を行った場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・ 学校は、保護者等の理解を得られるよう、十分な話し合いのもと活動を行うこととする。

3 活動の決まり

(1) 平日の活動時間について

ア 授業終了後、2時間の部活動を設定した場合は、保護者による練習等の活動は行わないこととする。

(2) 休業日の設定について

ア 学校休業日に、大会出場のための練習試合等が設定された場合は、適切な時期に休養日を振り替えて設定し、確実に休養日をとる。

イ 原則として、日曜日と月曜日を部活動休業日とし、月曜日の放課後は、生徒会活動日等とする。

ウ 大会等で、日曜日に部活動を行う場合は、その振替を別の曜日に設定し、週二回の休養日は、確保する。

(3) その他

ア 学校の教職員の部活動指導については、複数顧問の交代による指導等、教職員の健康に十分配慮する。

イ 保護者による練習等の夜間における（例えば「19時から21時まで」等）活動時間については、保護者と十分協議し、生徒の生活時間に影響のない時間を設定する。

4 その他

(1) 学校単位で参加する大会等の見直し

参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。

(2) 外部指導者への配慮

外部指導者に依頼する際、外部指導者の多くが会社等の勤務後の指導となることから、外部指導者の健康状態への配慮を十分に行うこととする。